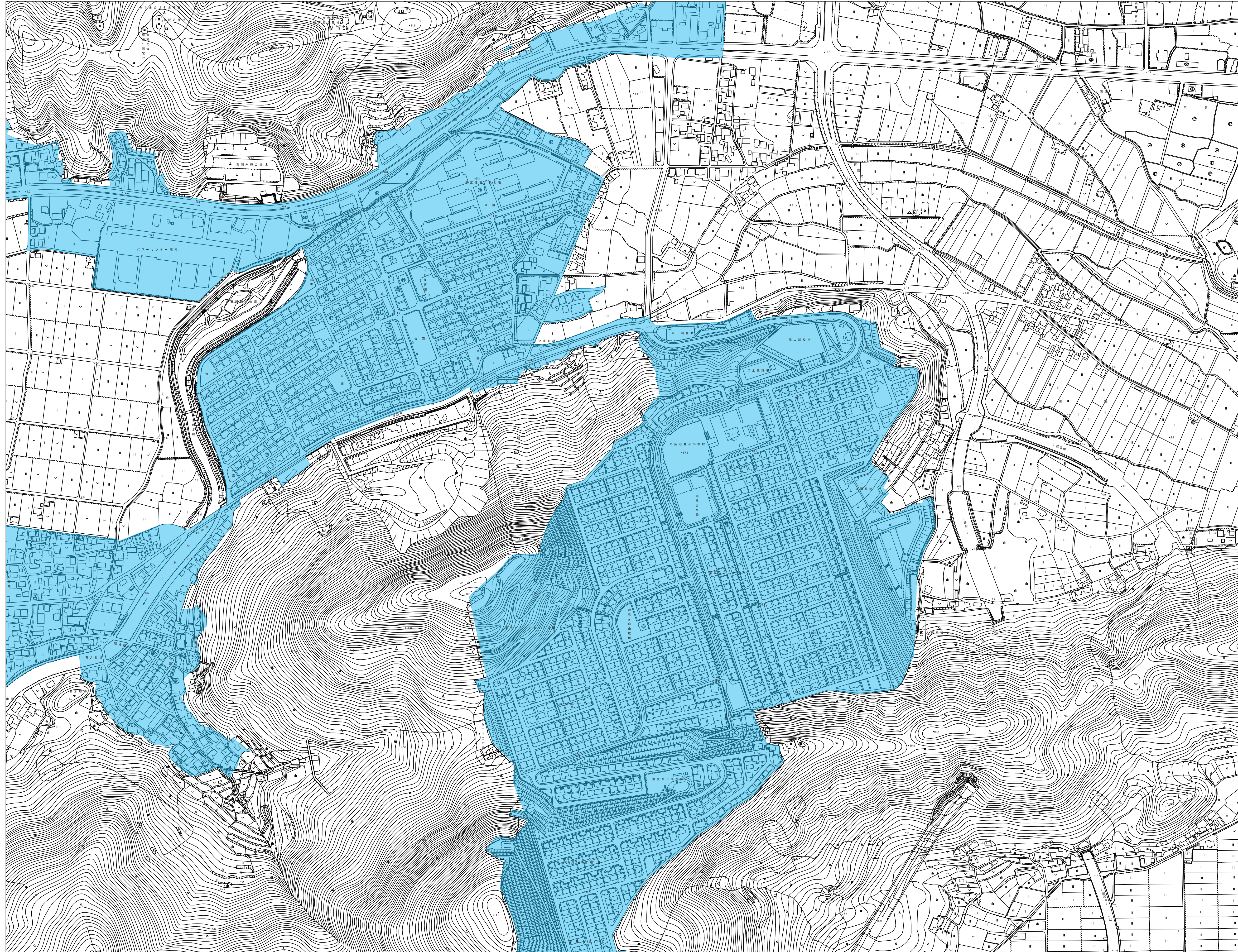


参考資料:立地適正化計画(都市再生特別措置法)



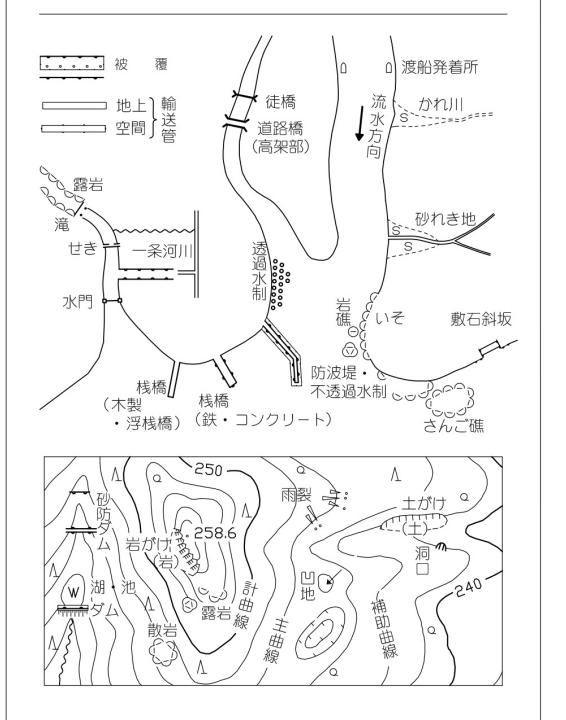
11	12	
19	20	
27	28	



記 号

[illegible][illegible]

植 生 界			群 落 界			地 球 界		
Ⅱ	田	○	果樹園	○	園	Ⅱ	田	○
Ⅴ	畑	○	その他の 樹木地	山	山	Ⅴ	畑	○
Ⅵ	大谷戸 雑木林	—	芝地	Ⅶ	Ⅶ	Ⅵ	大谷戸 雑木林	—
Ⅶ	バナナ フル	○	正庭	Ⅷ	Ⅷ	Ⅶ	バナナ フル	○
Ⅷ	桑畑	△	計畝	Ⅸ	Ⅸ	Ⅷ	桑畑	△
Ⅸ	茶園	△	竹	Ⅹ	Ⅹ	Ⅸ	茶園	△



《凡例》

- 都市機能誘導区域(居住誘導区域も含む)
- 居住誘導区域

注 意 (1) 本資料については、令和6年12月に作成したものです。
 (2) 本資料の参照元データが古い場合等がありますので、最新情報は指定権者に必ず確認してください。
 (3) 本資料は地図作成上の誤差が含まれています。

$$S = 1/3,000$$

0 250 500 750 m